

# 8月1日から 父子家庭の皆さんにも 児童扶養手当が支給されます

(平成22年8月～11月分の手当の支給は、同年12月となります)

## 大事なお知らせ

- ◆ひとり親家庭の自立を支援するため、市で行っていた児童育成手当は、平成22年8月1日から児童扶養手当に変更になります。
- ◆児童扶養手当を受給するためには申請が必要です。平成22年11月30日までに忘れずに手続きをしてください。(11月30日を過ぎると、申請の翌月からの支給になります。)
- ※現在、児童育成手当を受給している方には改めてご連絡します。

## 児童扶養手当とは？

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

## 父子家庭の支給要件は？

次の①～⑤のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。※個々の家庭が支給要件に該当するかについてはご相談ください。

- ① 父母が婚姻を解消した子ども
- ② 母が死亡した子ども
- ③ 母が一定程度の障害の状態にある子ども
- ④ 母の生死が明らかでない子ども
- ⑤ その他(母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど)

## 手当月額は？

### ◇全部支給

対象児童数	全部支給
1人	月額41,720円
2人	月額46,720円
3人	月額49,720円

※4人目以降は3,000円ずつ加算。

### ◇一部支給

就労などによる収入のある方は、所得により手当額がきめ細かく設定されます。  
手当額 9,850円～41,710円

## 父子家庭の方が受給するためには？

- ◆児童扶養手当を受給するためには、市児童福祉課に申請が必要です。
- ◆平成22年11月30日までに申請いただくと、次の取り扱いとなります。

- ・平成22年7月31日までに支給要件に該当している方  
→11月30日までに申請をすれば、「8月分」から支給されます。
- ・平成22年8月1日以降、11月30日までに支給要件に該当した方  
→11月30日までに申請をすれば、「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。  
※8月～11月分が支給されるのは12月です。

- ◆11月30日を過ぎると、「申請の翌月分」からの支給になりますので、お早めにお問い合わせの上、平成22年11月30日までに手続きをしてください。

## 申請手続きに必要なものは？

- ◆受給資格者および該当する子どもの戸籍謄本
- ◆世帯全員の住民票(本籍、続柄の記載のあるもの)

問い合わせ 市児童福祉課 ☎内線1731、1733